

第三十号議案

江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月二日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例

江戸川区立図書館条例（平成五年三月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表江戸川区立東・西図書館の項の次に次のように加える。

江戸川区立東部図書館

江戸川区江戸川二丁目三五番地六

第二条の表江戸川区立東部コミュニティ図書館の項を削る。

付 則

1 この条例は、江戸川区教育委員会規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の江戸川区立図書館条例の規定に基づき江戸川区教育委員会が行う江戸川区立東部図書館の管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

（説明）

江戸川区立東部図書館を設置するほか、江戸川区立東部コミュニティ図書館を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。